

ほっとニュース

第27号

行き交う人々の装いもすっかり秋らしくなってきました。重ね着が増え、配色や素材感、上下のバランス、マフラーやバッグなどの小物を含めてその人の本当のファッションセンスが問われる？時期ですね。ファッションに興味のない人にとってはどうでもよいことかもしれませんが、人間は見かけではない！とは言いつつ、やはり見かけから見えてくるものってありますよね。戦闘服のスーツではわからないけれど、私服を見るとその人の性格やプライベートをかいま見るような……。夏のクールビズに引き続きウォームビズを盛り上げようという動きもあります。どこで見られているかわかりません。世のお父さん方、少し意識してみてもいい？

さて、国会では障害者自立支援法が成立、続いて高齢者虐待防止法も成立いたしました。PAS ネットでは12月10日のネットワーク会議、また月例の権利擁護事例検討会のなかでも来年2月に「障害者自立支援法」を取り上げる予定にしております。興味のある方は是非ご参加ください。

「ほっとニュース」では、皆さんからの情報提供、寄稿をお待ちしています。ご意見、ご感想を含めてどんどんお寄せください。

1、権利擁護事例検討会の報告

ほっとニュースの更新が遅れてしまいましたせいで、今回は9月と10月の2回分をご報告させていただきます。

9月は「財産管理と日常金銭管理」をテーマにふたつの事例を検討しました。ひとつめの事例は保佐人のついた軽度認知症の高齢者でした。生活支援の課題はサービス利用に拒否的なその方にどうサービスを受け入れてもらうかということと、1週間単位の生活費の受け渡しをどうするか、というものでした。もうひとつの事例は後見人のついた精神障害のある女性の地域生活移行支援についてでした。ご本人が自分らしい地域生活を継続していくために後見人の果たすべき身上配慮義務とはどういったものなのか、そしてどこまでが後見人の業務といえるのか、活発な議論が交わされました。現に後見業務をなさっておられる方々は後見人としての判断や対応を日々迫られています。個別的な問題だけでなく、制度や仕組みの問題にもどう立ち向かっていくのか。後見業務の難しさが浮き彫りになりました。

10月は今後しばらく続きます学習会シリーズの第1回目ということで「苦情解決の状況」を取り上げ、ふたりの方にご報告をいただきました。ひとつは特別養護老人ホームでの苦情対応の状況、もうひとつは障害者生活支援事業のなかでの苦情解決支援の事例でした。この他、出席者の皆さんから障害者施設、居宅介護支援事業等の苦情解決の状況も紹介されましたが、事業者側の取り組み方には大きな格差があり、また苦情解決の仕組みはあっても実際には機能していないといった現状があるようです。しかしながら、苦情解決の仕組みは利用者の権利の行使であり、これを定着させていくためには利用者が実際に使っていくことが重要だと考えられます。そしてこれは事業者にとっても利用者へのサービスの向上につながるきっかけとなるもので、この仕組みを機能させていくことは、本来利用者・事業者双方にとってメリットとなるはずなのです。この利用者と事業者のあいだを仲介するのが第三者委員と呼ばれる者で、PAS ネットでは現在、苦情解決支援事業として、第三者委員を養成・派遣する事業の立ち上げを計画しています。一定水準以上の専門家を派遣することで、適切に苦情解決を支援し、より質の高いサービス提供を引き出すお手伝いができたらと考えています。

11月から来年2月にかけて、学習会シリーズと題し、各制度や法律についての勉強会を行いたいと考えています。興味のある方は是非ご参加ください。

PAS ネット月例事例検討会

- ・11月22日(火) 18:30～

学習会 「医療観察法と精神障害者支援」
講師 弁護士 谷村 慎介氏
報告者 精神保健福祉士 貝澤 洋子氏

- ・12月20日(火) 18:30～

学習会 「個人情報保護法」
講師 弁護士 谷村 慎介氏

- ・1月24日(火) 18:30～

学習会 「改正介護保険法と権利擁護」
講師 神戸市保健福祉局高齢福祉課 岡本 和久氏

- ・2月28日(火) 18:30～

学習会 「障害者自立支援法」
講師 未定

場所は西宮市総合福祉センター内です。

(PAS ネットの会員・支援会員であれば誰でも参加できますし、また当日でも会員

登録できます。)

～ハロー 権利ヨウゴ?～ 「ハッキリ言っちゃっていいのです!!」

今回は事例検討会議で登場した「苦情解決」についてご紹介します。

「苦情解決」については社会福祉法第82条に「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定されています。そしてその具体的な体制や手順については指針も示されています。それによりますと、まず施設長や理事等を苦情解決責任者とし、苦情受付担当者、さらに苦情解決に社会性や客観性を確保するために第三者委員の設置すること、また苦情解決の手順として利用者への周知の仕方や苦情の受け付け方、報告の方法、解決結果の公表についても示されています。ところが、現実的に利用者が施設等に対して苦情を申し立てるにはいろいろと遠慮もあり、難しいようです。そういう場合はぜひ第三者委員を活用しましょう。第三者委員はあくまで中立の立場ですので、遠慮はいりません。しかもこれは利用者の権利なのです。よりよいサービスのために、はっきりとももの申していきましょう。

2、権利擁護活動の状況

PASネットがあわただしい、というのはあまりよくない状況?と言えるかもしれませんが、10月の下旬にまとめて数件の案件が飛び込んできました。そのうち2件は虐待に関するものでした。虐待への対応はすばやくなくてはなりません。すぐに関係機関と連絡を取り合い、連携して、被害者を虐待者から分離あるいは緊急避難させて安全を確保する必要があります。身の安全が確保できればひと安心ではありますが、本当に重要なのは実はこのあとです。どう生活を再建させていくのか、傷ついたところのケアはどうするのかなど長期的な見通しを立てて支援体制を組んでいかなければなりません。が、場合によって支援者の確保が困難なケースもあり、PASとしてもこれから難しい課題に直面していくことになりそうです。

また最近は成年後見制度利用に関する相談が増えてきたように感じます。悪質リフォーム問題によって成年後見制度がクローズアップされたこともあるのでしょうか。財産管理の問題から成年後見制度の利用を考えて相談に来られる方が多くなってきています。

PASネットでは増加かつ多様化する相談に対応すべくスタッフも増やし、より広く相談支援活動および権利擁護活動をおこなっていく体制を整えつつあります。まずはお電話・メールでご相談ください。

今日の空 明日の風

その2 ~赤いスイートピー~

上田 晴男

10月31日に障害者自立支援法が成立しました。利用者負担を含めて現在のサービスが質量共に確保されるのか、今後の動向が注目されますね。これと関連して、10月29日(土)19:00~NHK教育テレビで「どんな介護が今必要ですか?障害者と介護者の卵が語り合う」という3時間スペシャル番組が放送されました。PASネットの理事でもある玉木幸則さんも出演され積極的に発言されていました。また31日には高齢者虐待防止法も成立しました。いずれも2006年4月からの実施となります。

さて、先日、私が夫の補助人、もう一人の社会福祉士が妻の保佐人となり、二人で一緒に後見活動をしている知的障害者のご夫婦のお宅に訪問しました。この二人は浪費と借金で生活が困難になり、妻の弟の家に転がり込んでいたのを、多くの支援者が関わり、ようやく生活を立て直しかけたところです。今は二人とも作業所等で働いています。生活自体は相変わらず厳しいですが、わずかに貯金もでき少しずつ暮らしも安定してきました。

今回の訪問は、彼らの頑張りを評価すると共に励ましのイベントとしてカラオケに行くためでした。しかし、夫のほうで、妻が職場の旅行でいないのが応えたのか体調を崩して仕事を休んでしまったのです。彼はこれまでもいくつかの職場を経験しながら結局長続きせず生

活を崩していました。この間も私たちはこのことを警戒してさまざまな形で励ましてきました。訪問時は土曜日で、妻が旅行疲れで頭痛がするというので休んでいました。側には夫と妻の弟が携帯型のゲーム機で遊んでいました。弟さんは、現在近くのグループホームで暮らしているのですが、休みの日にはこうして遊びに来ています。近所の子供も遊び仲間としてよく遊びに来ています。週に3回はヘルパーさんが入っているので買い物や掃除を手伝ってくれます。こうした彼らのつつましい地域生活の中での楽しみは、レンタルしたCDを録音して聞くこと、後はゲームと買い物ようです。カラオケは1年ぶりとのこと。ちょっと体調が心配でしたが月曜日から休まずに仕事に行くことを約束してくれたので弟さんも含めて5人で出掛けました。カラオケ屋さんは大繁盛で50分待ちでした。その間サービスでもらったタダ券でクレーンゲームを楽しんだりしました。(みんな下手で景品は取れず残念!)部屋に入ると早速3人が入れ替わりで歌いまくります。選曲は70年代~80年代のヒットパレードです。夫は慣れているのか機械の点数は80点前後をキープしています。そのうち、弟さんが松田聖子さんの「赤いスイートピー」を歌い始めました。実に楽しそうに歌うその姿が印象的でした。(点数は低くて不満そうでしたが...)普段はおとなしく見える妻も負けずと歌います。切れることなく歌い続けた2時間。こうしたささやかな余暇が、自立生活の糧になるようです。自立支援法が厳しい生活を送る知的障害者の地域生活を文字通り支えるものになることを願っています。

～ TOPIC ～ 「第48回人権擁護大会」のご報告

11月10日、鳥取の空は青く晴れ渡っておりました。その鳥取市の県立産業体育館にて日本弁護士連合会主催「第48回人権擁護大会」が開催されました。この大会は、人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士が一同に介し、一年間の人権擁護活動を総括して今後の課題を明確にし、さらなる活動の発展を目指すという意義のあるものです。(日弁連ホームページ <http://www.nichibenren.or.jp>)

PASのスタッフはこの大会の第2分科会のシンポジウム、「いつまでもこの地域で暮らしたい」 高齢者・障がいのある人が地域で自分らしく安心して暮らすためにーに出席いたしました。このシンポジウムは5つの部から構成されており、第1部ではまず高齢者や障害のある方がそれぞれの地域で暮らす様子が映像とともに紹介されました。当事者自らの発表もあり、それは地域で自分らしく暮らす喜びにあふれたものでありました。そして第2部～決して理想ではない、やれることです～地域生活支援の積極的な実践例から学ぶ、では、PAS ネット職員内田扶喜子により“西宮・青葉園での重度心身障害者の独り暮らし”の発表が行われました。重度心身障害のある女性を真ん中に行われる支援会議の様子や緻密に組まれた支援体制について紹介され、これが特別なものではなく仕組みとして定着していくこと期待すると結ばれました。アコースティックギターによる「桜坂」のメロディーに乗せて紹介された女性の笑顔は、静かだけれども力強く生きる姿を体現していても印象的でした。さらに第5部では、PAS ネット副理事長の谷村慎介弁護士がコーディネーターとして、PAS ネット理事の玉木幸則氏がパネリストとして登場いたしました。そして地域生活を実現させていくための各地の取り組みや重層的な支援体制についてのディスカッションが行われました。玉木氏の関西弁は冴えにさえ、その熱い思いを象徴するものでありました。

このシンポジウムではPAS ネットと同じような活動を行っているNPO法人も紹介され、私たちが今後活動を続けていくうえでたいへん参考になるとともに、希望ともなりました。またPAS ネットの活動の一端を広く知っていただくこともでき、そういう意味でもたいへん意義のあるものでした。参加された皆様はいかがでしたでしょうか。

～あとかき～

先月号で今回からPASのスタッフを順次ご紹介していくことをお約束いたしましたので、今回は栄えある第1号、やはりPASの顔である上田晴男理事長をご紹介しましょう。上田理事長は実に多面であります。表の顔はもちろん福祉のプロフェッサーですが、あるときはライター、またあるときはグルメ評論家、そしてまたあるときはギャンブラーに変身するのです。福祉関係者でもパチンコ屋さんに行くのね、と驚かないでください。そういう人間くさい顔を持ってこそ、福祉にまっとうできるというものなのですね。大変勉強になりました。(BB)